

京都市告示第 75 号

国土調査法第6条の4第1項の規定により、令和2年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

令和3年4月9日

京都市長 門川大作

- 1 事業計画が定められた日
令和3年3月31日（3農村第461号）
- 2 調査を実施する者の名称
京都市
- 3 調査地域及び調査期間

令和2年度地籍調査事業計画

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	参 考	
			面積 Km ²	測量の 方式 及び縮 尺
京都市	京都市上京区福島町の一部、尼ヶ崎横町の一部、田村備前町の一部、十四軒町の一部、白銀町の一部、坤高町の一部、分銅町の一部、中村町の一部、山本町、天稗丸町、西辰巳町、稗口町、東辰巳町、南清水町、金馬場町、西天稗町、天稗町、東天稗町、一町目、浮田町の一部、小山町の一部、稲葉町の一部、七番町の一部、	令和4年3月31日 まで	0.10	地上法 1/250

清元町の一部, 家永町の一部及び 高台院町の一部及び中京区聚楽 廻東町の一部			
--	--	--	--

(行財政局管財契約部資産管理課)